

事前相談表

職員記入欄	受付番号
	受付方法 窓口・郵送

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
電話番号
補助対象者(申請者氏名)

条件に全て該当することを確認し、チェック☑を入れてください。

チェック	対象となる条件
<input type="checkbox"/>	相続人が所有者又は共有者として建物の登記がされている空き家であること
<input type="checkbox"/>	昭和56年5月31日以前に建築済み又は建築確認済みであった空き家であること
<input type="checkbox"/>	令和2年12月31日以前に相続又は遺贈が発生していること ※建物の登記全部事項証明書で確認します。
<input type="checkbox"/>	申請日から過去3年間空き家であること
<input type="checkbox"/>	一戸建て住宅であること及び登記の種別が「居宅」又は居宅とその他の用途を兼ねるものであること ・総務省 平成30年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの。 ・長屋、共同住宅は対象となりません。
<input type="checkbox"/>	浜松市内にある空き家であること
<input type="checkbox"/>	公共事業等の補償の対象となっていないこと
<input type="checkbox"/>	空家等対策の推進に関する特別措置法による命令を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	対象となる空き家及び附属する工作物(塀、立ち木など)が文化財等に指定されていないこと
<input type="checkbox"/>	自然人が所有する空き家であること ・法人は対象となりません。 ・所有者及び共有者全員が自然人である必要があります。
<input type="checkbox"/>	申請者及び共有者が浜松市税を完納していること
<input type="checkbox"/>	申請者及び共有者が暴力団員等でないこと
<input type="checkbox"/>	共有者全員の同意を得ていること
<input type="checkbox"/>	解体工事によって更地にする予定であること ・小屋、立ち木などの附属物も併せて除却する必要があります。 ・門及び塀等を残すことがやむを得ない場合は、この限りではありません。
<input type="checkbox"/>	解体工事によって更地になった土地に申請者、申請者の配偶者、六親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族が建築物(建築基準法第2条第1号)を建てないこと。
<input type="checkbox"/>	空き家等に抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権等所有権以外の権利設定がないこと
<input type="checkbox"/>	補助金申請に添付する写真を浜松市が広報活動に使用することに同意すること